主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人寺尾正二の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告 理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五九年二月一五日

最高裁判所第二小法廷

| _ | 梧 | 崎 | 宮 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 良 | 忠 | 下 | 木 | 裁判官 |
| 慶 | 宜 | 野 | 鹽 | 裁判官 |
| 進 | | 橋 | 大 | 裁判官 |
| 次 | 圭 | | 牧 | 裁判官 |